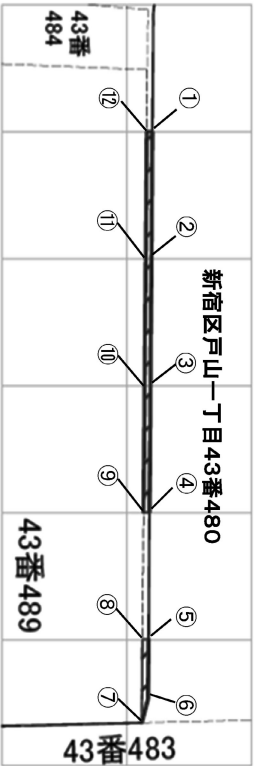




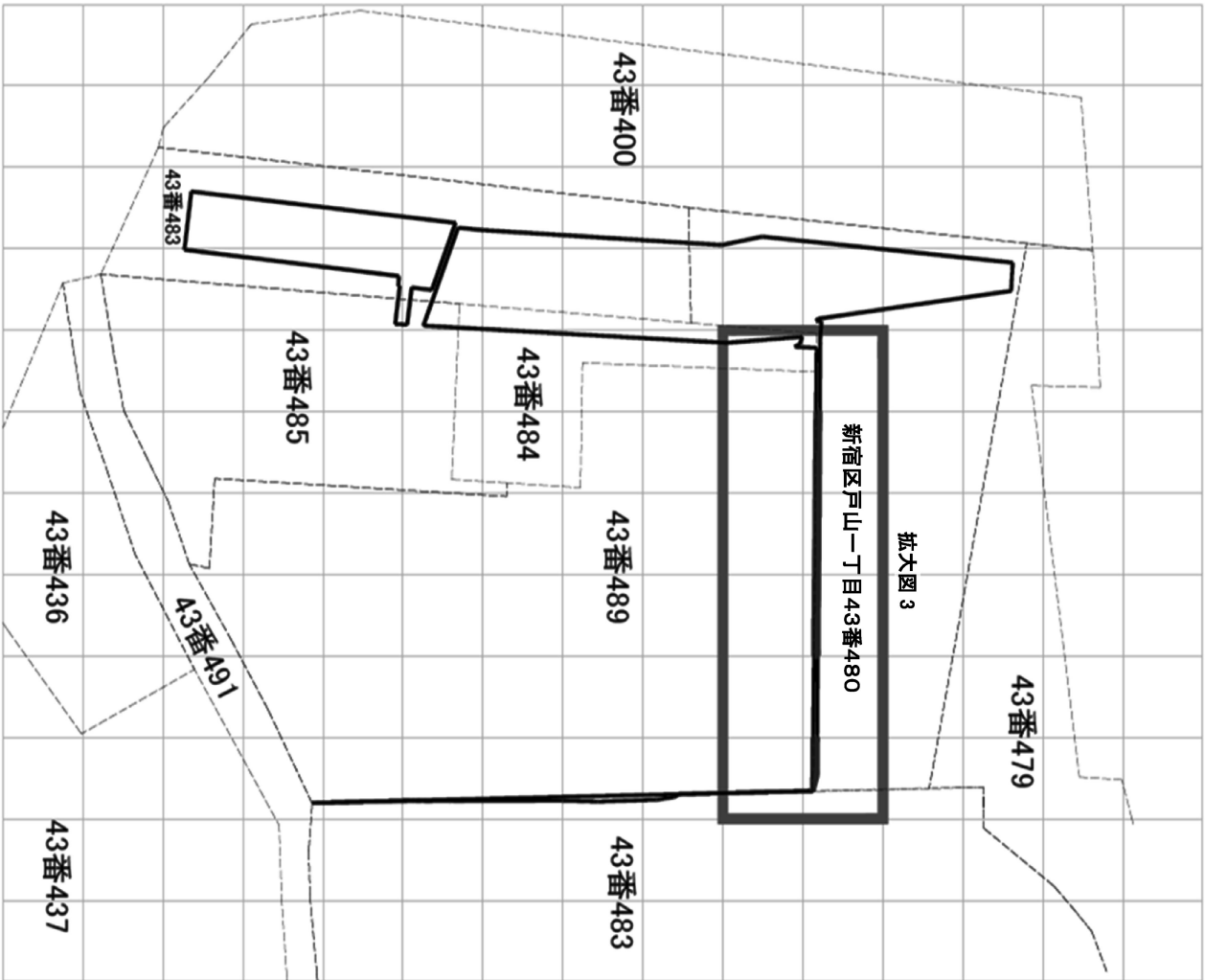
拡大図 1



拡大図 3

	X座標	Y座標
起点	-32314.852	-11544.591
①	-32692.757	-10774.591
②	-32692.836	-10764.591
③	-32692.915	-10754.591
④	-32692.994	-10744.587
⑤	-32693.072	-10734.591
⑥	-32693.104	-10729.923
⑦	-32693.609	-10728.016
⑧	-32693.551	-10734.591
⑨	-32693.464	-10744.591
⑩	-32693.378	-10754.591
⑪	-32693.291	-10764.591
⑫	-32693.204	-10774.591

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



拡大図 2

●東京都告示第八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八王子町田

二 供用開始の区間

町田市小山町字三十八号四千二百六十八番一地从先から同所四千二百六十二番二地先まで

三 供用開始の期日

令和八年八月十日

●東京都告示第八百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年八月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八王子町田

二 占用を制限する区間

町田市小山町字三十八号四千二百六十八番一地从先から同所四千二百六十二番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和八年八月十一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

価 定

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

